

【令和7年度（第2回）】

執行官採用選考筆記試験（論文式）問題

第1問

- 1 Aの子であるBは、Aに無断で、Aの代理人として、Aが所有する甲土地をCに売り渡し、甲土地について売買を原因とする所有権移転登記がされた。Cは、上記売買契約の際、BがAの代理権を有しないことを知らず、その後に上記売買契約を取り消すこともなかった。その後、Aが死亡し、Aの唯一の相続人であるBがAを相続した。

この事実関係を前提として、BとCの法律関係について、Aがその生前に上記売買契約について追認を拒絶する意思表示をしていた場合とそうでない場合とに分けて、論ぜよ。

- 2 D（成人）の親であるEは、Dに無断で、Dの代理人として、Dが所有する乙土地をFに売り渡し、乙土地について売買を原因とする所有権移転登記がされた。Fは、上記売買契約の際、EがDの代理権を有しないことを知らず、その後に上記売買契約を取り消すこともなかった。その後、Eは死亡し、唯一の相続人であるDがEを相続した。

この場合におけるDとFの法律関係について、論ぜよ。

（配点：150点）

- 第2問 Xは、Yに対し、300万円を貸し付けた（以下「本件消費貸借契約」という。）ものの、Yは弁済期を過ぎてもXに上記貸付金を弁済しなかった。他方、Yは、Xとの間で、Yが所有する中古自動車を代金100万円でXに売却し（以下「本件売買契約」という。）、Xにこの自動車を引き渡したものの、Xは弁済期を過ぎてもYに上記売買代金を支払わなかった。

この事実関係を前提として、以下の各問に答えよ（各問は独立した問い

とする。 )。

- 1 Xが、Yを被告として、本件消費貸借契約に基づき、貸付金300万円の支払を求める訴えをA裁判所に提起したところ、この訴えの係属中に、Yが、Xを被告として、本件消費貸借契約に基づく貸付金債務の不存在確認の訴えをB裁判所に提起した。

同訴えを担当するB裁判所の裁判官は、どのような判決をすべきであることを説明せよ。

- 2 Xは、Yを被告として、本件消費貸借契約に基づき、貸付金300万円の一部であることを明示して、200万円の支払を求める訴えをA裁判所に提起した。Yは、Xを被告として、本件売買契約に基づき、代金100万円の支払を求める訴えをB裁判所に提起したところ、Xは、この訴えにおいて、本件消費貸借契約に基づく貸金返還請求権のうち100万円の債権を自働債権として、本件売買契約に基づく売買代金請求権と相殺するとの主張をした。

この相殺の主張が許されるかについて、民事訴訟法142条の趣旨に触れながら説明せよ。

(配点：75点)

第3問 不動産の強制競売手続の停止又は執行処分の取消しを求めるために提出すべき文書について、文書の種類ごとに具体例を挙げて、強制執行を妨げることができる理由、強制競売における提出による効果の差にも触れつつ、民事執行法の条文を摘示しながら説明せよ。

(配点：75点)